

## 福祉タクシー利用の対象者は申請を

一人につき年間40枚交付

在宅の障害者等が外出時にタクシーを利用する場合、料金の一部を補助する「福祉タクシー利用券」を申請により交付しています。

対象者 身体障害者手帳1・2級のかた 療育手帳の交付を受けているかた 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているかた 70歳以上のひとり暮らし世帯 70歳以上と他方が65歳以上の二人暮らし世帯 母子・父子家庭世帯 生活保護受給世帯 町実施のリハビリ訓練事業に登録されたリハビリ訓練通所者

は、自動車税、軽自動車税の減免を受けていないかたは、4輪自動車を保有し

ていない世帯

補助額 運賃のうち基本料金を補助

利用券の交付 対象者一人につき年間40枚交付（年度の途中申請は月割交付）

利用方法 タクシーの乗務員に身体障害者手帳等を提示し、利用券1枚を渡してください。利用できるタクシー 川俣交通、多々良タクシー、つつじタクシー、日本中央交通、すみれタクシー、朝日タクシー 申し込み 地区民生委員または役場保健福祉課までご相談ください。

保健福祉課 ☎(84)4926

## 福祉車両を貸し出します

シート昇降装置付き自動車

町では、車いすを必要とする障害者および高齢者等の外出支援を図るため、シート昇降装置付き自動車の貸し出し事業を行っています。

この車両は「めいわ福祉号」と言い、電動による座席の昇降により、車椅子からの乗り降りが簡単

にできるよう改造された車両です。障害者や高齢者等の通院や買物など日常生活の利便性を図るとともに、行事やレクリエーションなどに積極的に参加できるよう貸し出しをするものです。

対象者（町内に居住し、次のいずれかに該当するかた）

身体障害者手帳を所持し、車いすで日常生活を送っているかた 高齢のため、車いすで日常生活を送っているかた 傷病等で一時的に車いすで日常生活を送っているかた（対象者と行動を共にする場合であれば、家族等もめいわ福祉号に乗ることが出来ます）

申し込み 使用日の1週間前までに印鑑持参のうえ、保健福祉課へ 費用 無料（ただし、燃料費は借用人の負担となります） 借用回数・期間 月2回以内で、1回につき3日以内を限度とします。

## 農地の借り手・貸し手に奨励金支給

新規設定は貸し手、再設定は借り手が交付対象です

農地の借り手・貸し手に奨励金が支払われます。奨励金は、農用地利用集積方を活用して利用権の設定（賃貸借）または、農作業受委託の契約を行ったかたが支給対象です。

新規設定は貸手（借手が認定農業者の場合のみ）、再設定は借手（認定農業者）が対象となります。奨励金の内容は、下表のとおりです。詳しくは、経済課へお問い合わせください。

農用地利用集積促進奨励金(10a当たり)

賃借権の存続期間	利用権設定			農作業受委託
	通年借地		期間借地	
	新規設定	再設定	新規設定	
6年以上 10年未満	円 12,000	円 6,000	円 4,000	円 4,000
10年以上	円 16,000	円 10,000	円 6,000	



電動による座席の昇降により、車いすからの乗り降りが簡単

保健福祉課（老人福祉センター内） ☎(84)4926

経済課

内線353